

施設修繕仕様書

1. 件名 市川市観賞植物園授乳施設設置修繕
2. 契約期間 令和8年5月15日 ～ 令和8年8月31日
3. 施行場所 市川市大町213番地11
4. 修繕概要 本修繕は、観賞植物園に屋外型授乳施設を設置し、子供連れ利用者の利便性向上を図るものです。
5. 修繕内容
 - ・屋外型ベビーケアルーム（エアコン付き）設置 1基
（幅×奥行×高さ＝2,100×1,314×2,266）
 - ・電源加工 1か所
6. その他
 - (1)屋外型ベビーケアルームは mamaro solana を標準とし、早期に設置を行うこと。
なお、設置位置については観賞植物園中庭の平板舗装上を予定しており、詳細については設置前に監督職員に確認すること。
 - (2)屋外型ベビーケアルーム内部に呼び出しチャイム（乾電池式、受信有効範囲 180m）を取り付けること。なお、受信機については観賞植物園事務所に配置すること。
 - (3) mamaro solana の電源コード長は5mとすること。
 - (4)観賞植物園壁面の電源ボックスから配線を取り出し、屋外用防水コンセント（2口、アース付き）を植物園壁面の地上高さ30cmの位置に設けること。
 - (5)作業日時は、平日の9時～17時とするが、工程上やむを得ない場合は、監督職員と事前に協議のうえ変更することが出来るものとする。
 - (6)本体を観賞植物園中庭に吊り入れるクレーン車の使用については、観賞植物園の休園日（月曜日、祝日の場合は翌平日）とすること。なお、吊り入れを予定している場所においての植物園の建物は高さ3.7m、奥行き13.5mである。
 - (7)開園中の作業については、来園者等の安全管理を十分行うと共に、監督職員が指示する現場管理を行わなければならない。
また、仮設関係が必要な場合については、別途現場打合せにより決定する。
 - (8)修繕完了後、速やかに完成届並びに工程写真等関係書類を提出し、検査職員の検査を受けること。
 - (9)本仕様書に定める事項および記載のない事項について疑義が生じた場合は、監督職員と協議して決定するものとする。